

4. 利権！「中央保育園」移転問題

1) 監査委員会も異例の不透明さを指摘 高島市長と地場大手企業との癒着が背景に…

中央保育園建て替えは、当初、現地で児童館と一体で建て替える計画が確定し、福岡市は6000万円余の調査費の予算を組んでいました。

2011年7月に元港湾局長が不動産会社福住に天下りした直後の7月26日、市政運営会議で突如、高島市長は「現地建て替え」から「移転」することを決めました。その数日後の8月初旬には、福住は移転予定地の当時の土地所有会社から7億6600万円で予定地を購入。この土地は2年前から売りに出されていました。

移転決定後の2011年10月6日に福岡県警から、中央保育園移転予定地の隣にパチンコ店が営業申請を出しているの、周辺に風俗営業法の関係から教育・福祉施設がないかの問い合わせがなされていますが、福岡市は「そのようなものは存在しない」と回答。福岡県警はその後2度にわたりパチンコ店の申請が出ているので教育・福祉関係の施設がないか問い合わせしていますが、「存在しない」と回答しています。そして、2013年4月に福岡市は予定地を購入しています。

移転予定地の近隣にはラブホテルやパチンコ店があり、しかも保育園前は一方通行の狭い道路しかありません。災害時の避難にも問題があり、保育園利用者や保育士、多くの市民が中央保育園移転に反対しています。議会で多くの質問があり、**福岡市は「風俗営業法では教育・福祉施設の近隣ではラブホテルやパチンコ店などの営業は認められていないが、保育園の建設にはそのような法的制約はない」と強弁しています。**

当初の「中央保育園と児童館の合築」による建て替えから、「商業施設と児童館の合築」による再開発に西鉄が変更したことで中央保育園移転問題が生じました。子どものためではありません。しかし待機児童解消を錦の御旗にし、福住が急遽購入した土地に合わせて大規模保育園を設置するという、福住が短期の土地転がしで1億3000万円の利益を得た疑獄事件と言えます。西鉄から高島市長に働きかけがあつともものと思われま

す。中央保育園の父母らは住民監査請求を行い、監査委員会は「計画変更は内部だけで行われ、経過をオープンにして市民に理解を求める姿勢がない、用地の選定は不透明で、手続きに不備がある」など疑義を述べています。父母らは高島市長に8億9900万円の返還を求める住民訴訟を福岡地裁に提訴しました。また、父母らは高島市長を特別背任で刑事告訴しています。ケヤキ庭石事件（*注1）とまったく同じ構図です。

2月議会の一般会計補正予算案に、市民との協議のために着工を1ヶ月ほど遅らせたことによる補償として、経費増額分の3/4の額3568万円が上程されました。これは市長が計画を突如変更したことに端を発しています。着工を遅らさざるを得なくなった理由は、保育の環境に適さないことや災害時の避難に問題があるなど指摘する利用者や市民の声、保育士などの現場の声を無視して計画変更し、移転強行したことにあり、その責任は市長が負うべきものです。

2) さらに不透明な、補助金の要綱改正

加えて、補助金の支出のあり方も問題です。地方自治法第 232 条の 2 は「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄付または補助をすることができる」となっていますが、自由裁量のものではないとされ、客観的な必要性の審議を求めています。この客観的必要性を明らかにするために条例および規則が作られ、要綱を定めて運用しています。この趣旨からすると、今回議会に報告および説明がないまま要綱を変更して補助することは恣意的であり、あまりにも姑息な手段としか言いようがありません。

しかも、今回の要綱改正の中身は、①補助の制限をなくす、②新たに補助の額について市長が特に必要と認めた場合は増額できる旨を加えるなど、中央保育園移転で指摘されてきた問題を隠蔽するものです。

今回の要綱改正については議会での議論が必要と考えられる変更です。議会を無視して要綱を改正し補助することは、法が要求する客観的必要性に欠けると言えます。このような補助は執行すべきではなく、私は議案に反対しました。

こども病院人工島移転問題でも「見直しする」と市民を騙し、中央保育園の土地転がしを行った高島市長を市政から退場させましょう。

(*注 1) ケヤキ庭石事件

平成 14 年、人工島事業を進めてきた市の第 3 セクター「博多港開発」が、使うあてもないケヤキ 600 本と庭石 10,000 トンを 9 億円以上で購入していたことが表面化。関連企業を使って博多港開発の取引に介在し、4 億円超の転売益を得ていた。元市議のほか、博多港開発元社長、同元常務が特別背任の疑いで起訴され、全員の有罪判決が確定している。